

矢板市告示第 10 号

令和 5・6・7 年度 小規模工事等契約希望者登録申請（随時申請）受付に
関する告示

矢板市が発注する軽易で履行の確保が容易な契約金額 50 万円以下の小規模な建設工事や修繕工事に係る小規模工事等契約希望者登録申請（随時申請）の受付について、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

矢板市長 齋藤 淳一郎

- (1) 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕で、その内容が軽易で履行の確保が容易な契約金額 50 万円以下のものです。
- (2) 登録申請をした方は、登録名簿に登載され、市が、小規模工事等が発注する際の指名業者選定の対象となります。
ただし、指名や契約を約束するものではありません。
- (3) 契約方法は、原則として複数の指名業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。
なお、見積りに指名されても辞退することは可能ですが、辞退する場合は必ず連絡をお願いします。
- (4) 請負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。
- (5) 契約の履行は、矢板市財務規則、その他関係法令に基づき誠実に履行してください。

1 登録できる方

矢板市内に主たる事業所（本社、本店）又は住所（住民登録）を有する方とします。
ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) 矢板市入札参加資格者名簿に登録されている方

(4) 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方

2 登録できる業種

(1) 登録できる業者は、建設業法で定めている業種で、5種類までです。

(2) 矢板市水道事業給水条例第8条に定める「指定給水装置工事事業者」及び矢板市下水道条例第7条に定める「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

3 申請書類

(1) 「矢板市小規模工事等契約希望者登録申請書」

(ホームページでダウンロード可)

・希望する工事の種類は具体的にわかりやすく、1枠に1業種のみ記入してください。

例 ブロック、大工、左官、足場、塗装、造園、外壁吹付け、土留め、ネットフェンス、電気設備、畳、ふすま、壁紙、ガラス、門扉、内装・・・等

(2) 市税の完納証明書（※滞納が有る場合は登録されません。）

(本庁舎2階の税務課で発行します。(手数料がかかります))

① 個人の場合 ・市県民税

・固定資産税

・国民健康保険税

・軽自動車税

② 法人の場合 ・法人市民税

・固定資産税

・軽自動車税

(3) 希望業種に資格・免許等が必要な場合は、その資格・免許等の写し（コピー）

4 登録有効期間

令和5・6・7年度

(申請日の翌々月初日～令和8年3月31日まで)

5 登録内容の変更

登録申請した後に、申請事項に変更を生じた場合又は休業したり廃業した場合、その旨を総務課管財担当まで届けてください。

6 受付期間 令和5年4月1日（土）から令和7年9月30日（火）

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

郵送の場合は令和7年9月30日必着とする（当日消印は認めない）

7 受付場所 総務課 管財担当 TEL：0287-43-1113（直通）

別表

小規模工事等の例示

土木工事	土木工作物を建設する工事
建築工事	建築物を建設する工事
大工工事	木材の加工又は取付により工作物を築造
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事
とび・土工・コン クリート工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄筋組立工事、杭工事、土工 事、コンクリート工事、外溝工事
石工事	石積工事、コンクリートブロック積工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	引込線工事、屋内配線工事、照明設備工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、厨 房設備工事、衛生設備工事
タイル・煉瓦・ブ ロック工事	コンクリートブロック積工事、煉瓦積工事、タイル張工事
銅棒造物工事	門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス溶接工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等のしゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面標示工事
防水工事	モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、畳工事、ふ すま工事、家 具工事、防音工事
機械器具設置工事	給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事
熱絶縁工事	工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械 設置工事、データ通信設備工事
造園工事	造園工事、植木の刈込み、芝刈り
さく井工事	さく井工事、揚水設備工事
建具工事	建具取付工事、サッシ取付工事、カーテンウォール取付工 事、シャッター取付工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道の取水、浄水、配水等の施設の設備
消防施設工事	火災警報、消火設備等の工事
清掃施設工事	し尿処理、ゴミ処理施設の工事
解体工事	工作物の解体工事